

# セーフティサポートデスク 運用ガイドライン

2022年3月21日初版

シエンプレ株式会社

## 目次

### 第1章 本ガイドラインの目的

#### 第1節 セーフティサポートデスクについて

- (1) セーフティサポートデスク設置の背景
- (2) セーフティサポートデスクにおける対応(役割)

#### 第2節 本ガイドラインの目的

### 第2章 セーフティサポートデスクからプロバイダ及びウェブサイト等に対する依頼

#### 第1節 違法情報に関する対応依頼

#### 第2節 有害情報に関する対応依頼

#### 第3節 依頼の相手方の範囲

#### 第4節 用語の説明

### 第3章 プロバイダ及びウェブサイト等に対する違法情報の送信防止措置等依頼

#### 第1節 総論

- (1) 依頼内容
- (2) 違法情報に関する送信防止措置等依頼の位置付け
- (3) 適切な判断の確保
- (4) 迅速な対応の促進

#### 第2節 対象とする違法情報の範囲

#### 第3節 違法情報該当性の判断基準

- (1) 判断の対象
- (2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

#### 第4節 違法情報該当性の判断手続

#### 第5節 送信防止措置等依頼手続

- (1) 依頼の相手方
- (2) 依頼方法
- (3) 依頼文書の内容
- (4) 書式

### 第4章 プロバイダ及びウェブサイト等に対する有害情報に関する対応依頼

#### 第1節 総論

- (1) 依頼内容
- (2) 有害情報に関する対応依頼の位置付け
- (3) 適切な判断の確保

## 第2節 対象とする有害情報の範囲

## 第3節 有害情報であるか否かの判断基準

## 第4節 有害情報であるか否かの判断手続

## 第5節 対応の依頼手続

- (1) 依頼の相手方
- (2) 依頼方法
- (3) 依頼文書の内容
- (4) 書式

## 第5章 本ガイドラインの見直し等 25

### <参考書式>

- 1 違法情報に関する送信防止措置依頼書
- 2 有害情報に関する対応依頼書

### <関係条文>

- ・刑法
- ・民法
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- ・売春防止法
- ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
- ・覚醒剤取締法
- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・大麻取締法
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律
- ・銃砲刀剣類所持等取締法
- ・爆発物取締罰則
- ・武器等製造法
- ・クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律
- ・臓器の移植に関する法律

- ・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律
- ・戸籍法

## 第1章 本ガイドラインの目的

### 第1節 セーフティサポートデスクについて

#### (1) セーフティサポートデスク設置の背景

近年、インターネット上における児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報や、犯罪その他の違法行為を引き起こす原因となる有害情報の流通が社会問題となっている。このような状況の下、平成18年6月に警察庁が民間に業務を委託するかたちでインターネット・ホットラインセンターが設置され、インターネット利用者から広く違法・有害情報の通報を受付けて、警察やウェブサイト等の管理者及びプロバイダに対し通報・連絡する取組が継続されてきたところである。

平成28年度からは国の委託の範囲を原則として「違法情報の処理」に限定するとともに、有害情報への対応については民間による自主的対応を求め、官民の役割分担を明確化することとしたため、民間の自主的取組として有害情報への対応を行うためにセーフティサポートデスクを設置した。

#### (2) セーフティサポートデスクにおける対応(役割)

セーフティサポートデスクにおいては、インターネット利用者及びインターネット・ホットラインセンターから受け付けた情報について、主として次のような対応を行うものとする。

##### ア 警察への情報提供

インターネット上における流通が刑罰法規に違反する疑いがあると「セーフティサポートデスク」が判断する情報(違法情報)、特定の犯罪に関連する情報(犯罪被疑者に関する情報等)、自殺関連情報等について、犯罪捜査、犯罪予防、人命保護等に資するためにインターネット・ホットラインセンターを通じて警察に情報提供する<sup>1</sup>。また、これらの情報提供について統計や分析を公表する。

##### イ プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼

セーフティサポートデスクが違法・有害情報と判断する情報のうち一定の範囲の情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等の対応を依頼する。

##### ウ 関係機関等への情報提供等

専門的な対応を行っている他の機関・団体において処理することが適当な通報については、当該関係機関・団体に対して情報提供するものとする。例えば、知的財産権侵害情報については各権利者団体<sup>2</sup>等に提供することが考えられる。

##### エ フィルタリング事業者に対する情報提供

受信側における情報のフィルタリングによる違法・有害情報対策に資するため、セーフティサポートデスクにおいて集積した違法・有害情報のデータベースについて、定期的にフィルタリング事業者に対し情報提供することが考えられる<sup>3</sup>。

### 第2節 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、セーフティサポートデスクが、インターネット利用者及びインターネット・ホットラインセンターから受け付けた違法・有害情報に関し、対象とする情報の範囲、違法情報該当性等の判断に関する基準、送信防止措置等の依頼手続等について整理し、運用の指針とすることを目的とする。

<sup>1</sup> 警察へ通報する情報の範囲と、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者への対応を依頼する情報の範囲は異なる。

<sup>2</sup> 例えば、著作権侵害については、一般社団法人日本音楽著作権協会、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、一般社団法人日本レコード協会等、商標権侵害については、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン等がある。

<sup>3</sup> インターネット上には青少年の健全育成を害する情報(青少年にのみ有害なものに限る。以下同じ。)も流通しており、ホットラインセンターにこの種の情報に関する通報がなされることが想定されるところである。インターネット上の青少年の健全育成を害する情報については、一律に削除等の対応を行うことよりも、むしろ、青少年の発達段階に応じたアクセスコントロールがなされることが必要であり、その手段としてはフィルタリングが有効である。

## 第2章 セーフティサポートデスクからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼

### 第1節 違法情報に関する対応依頼

セーフティサポートデスクが違法情報と判断した情報のうち、原則としてサイト管理者等が国内に所在し、又は国内のサーバに蔵置されているものについてはインターネット・ホットラインセンターに通報することとし、それ以外については、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、対象情報の送信防止措置その他の適切な措置を依頼する。

### 第2節 有害情報に関する対応依頼

セーフティサポートデスクが有害情報と判断した情報については、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。

### 第3節 依頼の相手方の範囲

セーフティサポートデスクが違法・有害情報に関する対応を依頼する相手方は、原則として日本国内外すべてのプロバイダ及びウェブサイト等の管理者とする。

### 第4節 用語の説明

#### ① プロバイダ

インターネット接続サービスを提供するインターネットサービスプロバイダ<sup>4</sup>をいう。

#### ② ウェブサイト

SNS、ブログ、アップローダー、スマートフォンアプリ等を通じてサーバ側に掲載情報が蓄積され、インターネットを経由して不特定又は多数の者がその掲載情報を閲覧できるようにしている場所をいう<sup>5</sup>。

#### ③ サーバの管理者

ウェブサイトが蔵置されているサーバの管理権限を有する者をいう。

#### ④ ウェブサイト等の管理者

ウェブサイト及びサーバの管理者をいう。

#### ⑤ インターネット上の流通

ウェブサイトを通じて不特定又は多数の者によって受信されることを目的とする電気通信を通じた情報の流通をいう。

#### ⑥ 違法情報

インターネット上の流通が法令に違反する情報をいう。

#### ⑦ 有害情報

違法情報と断定することは困難だがその疑いが高い情報、違法行為を引き起こすおそれがある情報等として、本ガイドラインで限定的に定義された情報をいう。

## 第3章 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼

### 第1節 総論

#### (1) 依頼内容

セーフティサポートデスクにおいて違法情報と判断できたもののうち、インターネット・ホットラインセンターへの通報対象とならないものについて、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して、対象情報の送信防止措置等を依頼する。

<sup>4</sup> インターネットへの接続サービスの提供を行う者が、サーバのホスティング等も行っている場合であって、当該サーバの管理権限を有する場合には、当該ホスティングサービスに関しては「サーバの管理者」に分類されることになる。同様に、インターネット接続サービスの提供を行う者が、電子掲示板を運営している場合であって、当該電子掲示板の管理権限を有する場合には、当該電子掲示板サービスに関しては「ウェブサイトの管理者」に分類されることになる。

<sup>5</sup> 一部のブログやSNS等を含む。

## (2) 違法情報に関する送信防止措置等依頼の位置付け

プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能する(適切かつ迅速な対応が行われる)ためには、依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者がセーフティサポートデスクによる違法情報該当性の判断を信頼して対象情報について送信防止措置等を行った場合に、利用者との間の契約関係の有無・内容に関わらず送信防止措置等に関する法的責任を問われないようにすることが必要である。

すなわち、裁判所によって「プロバイダ及びウェブサイト等の管理者が、セーフティサポートデスクの判断に基づき対象情報の流通が違法であると信じたことは相当の理由があり、送信防止措置等について責任を負わない」と判断されることが期待できるような判断基準、手続により違法情報該当性を判断することが必要である。

また、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能するためには、依頼者であるセーフティサポートデスクと、依頼を受けるプロバイダ及びウェブサイト等の管理者との間に信頼関係が構築されることが不可欠である。

## (3) 適切な判断の確保

セーフティサポートデスクによる適切な違法情報該当性の判断を確保するためには、セーフティサポートデスクにおいて明確な判断基準に基づいて適切な手続により違法情報該当性の判断が行われることが必要である。

## (4) 迅速な対応の促進

適切な判断を確保するとともに、違法情報の伝播を最小限に留めるためには、警察、プロバイダや電子掲示板の管理者等に迅速に問題が生じていることを知らせ、対応を促すことが重要である。

## 第2節 対象とする違法情報の範囲

セーフティサポートデスクからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、基本的にインターネット・ホットラインセンターが対象とする範囲と同じく、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、セーフティサポートデスクにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とする。

名誉毀損や知的財産権侵害をはじめとする権利侵害情報についてはセーフティサポートデスクの対象とはしない。

ただし、その時々社会問題として大きく取り上げられているものについては、権利侵害情報であっても特別にこれをセーフティサポートデスクの対象とする場合もあると考える。

具体的な違法情報の範囲は以下のとおり。

### 【違法な性表現・性行為に関連する情報】

- ① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列(刑法第175条第1項)
- ② 児童ポルノ公然陳列(児童ポルノ法<sup>6</sup>第7条第6項)
- ③ 売春目的等の誘引(売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号)
- ④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為(同法第6条)

### 【薬物関連情報】

- ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物(覚醒剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら)の濫用を、公

<sup>6</sup> 正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」である。

<sup>7</sup> 正式名称は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」である。

然、あおり、又は唆す行為(麻薬特例法<sup>8</sup>第9条)

- ⑥ 規制薬物の広告(覚醒剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号)
- ⑦ 指定薬物の広告(医薬品医療機器等法<sup>9</sup>第76条の5)
- ⑧ 指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがあるとして厚生労働大臣による広域的な広告の禁止の告示がなされた物品(以下「指定薬物等である疑いがある物品」という。)の広告(医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項及び同第3項)
- ⑨ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告(医薬品医療機器等法第68条)

【振り込め詐欺等関連情報】

- ⑩ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引(犯罪収益移転防止法<sup>10</sup>第28条第4項)
- ⑪ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引(携帯電話不正利用防止法<sup>11</sup>第23条)

【不正アクセス関連情報】

- ⑫ 識別符号の入力を不正に要求する行為(不正アクセス禁止法<sup>12</sup>第7条第1号)
- ⑬ 不正アクセス行為を助長する行為(不正アクセス禁止法第5条)

### 第3節 違法情報該当性の判断基準

#### (1) 判断の対象

第2節に掲げる①から⑬までの違法情報については、インターネット上の流通自体が法令に違反することから、違法情報該当性の判断に際しては、基本的には、当該情報の流通が法令上の構成要件に該当するかどうかを判断するだけで足り、違法性(阻却事由)については検討する必要はない。

#### (2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

##### ① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列

次のア及びイを満たす場合には、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

##### ア わいせつ性が認められる場合

(ア)性器が明確に確認できる画像又は映像(以下「画像等」という。)、又は

(イ)性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスクを容易に除去できる画像等

ただし、性器が確認できたとしても、学術・医学目的など、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているのではないと認められる場合は、この限りではない。

##### イ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイト<sup>12</sup>に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

<sup>8</sup> 正式名称は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」である。

<sup>9</sup> 正式名称は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」である。

<sup>10</sup> 正式名称は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」である。

<sup>11</sup> 正式名称は、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」である。

<sup>12</sup> 正式名称は、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」である。

## ② 児童ポルノ<sup>13</sup>公然陳列

次のアからウまでを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

### ア 児童(18歳未満)に該当する場合

(ア)画像等に描写されている対象者の外見(例:陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない)から明らかに18歳未満と認められる場合、又は

(イ)画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)等から、18歳未満と認められる場合

### イ 児童ポルノに該当する場合

(ア)児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為<sup>14</sup>が描写されている画像等

(イ)他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)、又は

(ウ)衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態が描写されている画像等で、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)

### ウ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

## ③ 売春目的等の誘引

次のア又はイのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、売春目的等の誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

### ア 売春目的の誘引

(ア)「ゴムあり本番、60分3万円」等の売春を意味する表現が連絡先(電話番号等)等とともに記載されていること

(イ)「メールください、都内で会える人」等、売春の相手方となるよう誘引している趣旨が窺われること

### イ 売春周旋目的の誘引

(ア)「ゴムあり本番、90分5万円」等の売春を意味する表現が連絡先(電話番号等)等とともに記載されていること

(イ)「女の子多数、チェンジあり」等の周旋目的の誘引であることを意味する表現が記載されていること、その他周旋目的の誘引である趣旨が窺われること

## ④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為

次の共通の要件のすべて、及びアからウまでのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為に該当する情報と判断することができる。

(共通の要件)

- 面識のない異性との交際(以下「異性交際」という。)を希望する者を対象としていること
- 異性交際に関する情報をウェブサイトに掲載していること
- 当該情報を閲覧した異性交際希望者が、情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等により1対1の連絡ができること

<sup>13</sup> 本ガイドラインにおける「児童ポルノ」とは、児童ポルノ法第2条の定義と同じく、実在する児童の姿態を描写したものであり、「実在しない児童」を描写したものについては、児童ポルノには該当しない。

<sup>14</sup> 性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為等をいう。

- ア 性交等<sup>15</sup>の誘引(法第6条第1号及び第2号関係)  
 (ア)具体的な18歳未満の年齢、「女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること  
 (イ)「Hしたい」、「口で」、「手で」等の性交等を求める表現が記載されていること
- イ 対償の供与等を示した異性交際<sup>16</sup>の誘引(法第6条第3号及び第4号関係)  
 (ア)具体的な18歳未満の年齢、「女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること  
 (イ)「一緒に遊んでくれませんか」、「お茶したい」等の異性交際を求める表現が記載されていること  
 (ウ)具体的な金額の提示、「援助してあげる(ほしい)」、「お小遣いあげる(ほしい)」等の対償を供与する又は受けることを意味する表現が記載されていること
- ウ 異性交際の誘引(法第6条第5号関係)<sup>17</sup>  
 (ア)具体的な18歳未満の年齢、「女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること  
 (イ)「一緒に遊んでくれませんか」、「お茶したい」等の異性交際を求める表現が記載されていること
- ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為  
 次のア及びイを満たす場合には、薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用の公然、あおり、又は唆しの構成要件に該当する情報と判断することができる。
- ア 規制薬物に該当する場合  
 (ア)「覚醒剤」、「MDMA」、「大麻」等の表現が記載されている場合、又は  
 (イ)「S」、「罰」、「93」等一般的に規制薬物名として用いられている表現が記載されており、かつ、当該表現が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報(画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から規制薬物であることが明らかであると判断できる場合
- イ あおり、又は唆しに該当する場合  
 不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイト具体的に記載されている事項が、薬物犯罪等を実行すること、あるいは規制薬物を濫用することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与えるものであることが明らかな場合  
 例)
- 密売人から規制薬物を購入する方法や注意点の記載
  - 規制薬物の使用、製造、栽培方法の記載
  - 規制薬物の使用量、品質の見分け方、値段、注意点、効用の記載
  - 規制薬物を販売する内容及びその連絡先の電話番号、メールアドレス等の記載
  - 規制薬物の効果をうたい、「一緒に気持ちよくなりませんか」等の表現での誘引
  - 大麻種子を10粒・数千円～数万円のように販売する広告を掲載したうえ、対象情報が掲載されているウェブサイトに関連情報(それぞれの種子として生育する大麻の画像、品種、花穂の特徴、味、匂い)も併せて掲載
- ⑥ 規制薬物の広告  
 次のア及びイを満たす場合には、規制薬物の広告に該当する情報と判断することができる。
- ア 規制薬物に該当する場合  
 ⑤アに同じ。
- イ 広告に該当する場合  
 (ア)覚醒剤、大麻、麻薬及び向精神薬の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために薬物名、サービス、値段、取引方法等について、多くの人に知られるようにされていること、かつ

<sup>15</sup> 性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいひ、本類型においては同性愛行為を含まない。

<sup>16</sup> 性交等を除く。

<sup>17</sup> ア又はイに該当するものを除く。

- (イ)医療関係者等を対象として行っているものでないことが明らかであること
- ⑦ 指定薬物の広告
- 次のア及びイを満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。
- ア 指定薬物に該当する場合
- (ア)指定薬物名が記載されている場合、又は
- (イ)指定薬物の検出例のある物品名(「RUSHmiracle」、「Ash360」、「ROUTE133」等)が記載されており、かつ、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報(画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合
- イ 広告に該当する場合
- (ア)指定薬物の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること、かつ
- (イ)医療関係者等や主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行っているものではないことが明らかであること
- ⑧ 指定薬物等である疑いがある物品の広告
- 次のア及びイを満たす場合には、指定薬物等である疑いがある物品の広告に該当する情報と判断することができる。
- ア 指定薬物等である疑いがある物品に該当する場合
- 厚生労働大臣の告示(医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項及び同第3項)により指定薬物等である疑いがある物品として広告が禁止されている物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報(画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から指定薬物等である疑いがある物品に該当することが明らかであると判断できる場合
- イ 広告に該当する場合
- 対象となっている物品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること
- ⑨ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告
- 次のア及びイを満たす場合には、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する情報と判断することができる。
- ア 未承認医薬品に該当する場合
- (ア)新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物名が記載されている場合、又は
- (イ)新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報(画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から当該指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合
- イ 広告に該当する場合
- 未承認医薬品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること
- ※「危険ドラッグ」とは、規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。)又は指定薬物(医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
- ⑩ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引
- 次のア及びイを満たす場合には、預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

- ア 「通帳」、「口座」、「キャッシュカード」等の預貯金通帳等を意味する表現が記載され、又は預貯金通帳等の画像等が掲載されていること
- イ 「譲渡します」、「買います」、「売ります」、「レンタルします」、「レンタルしてください」等の譲渡、譲受け等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること
- ⑪ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引
  - 次の共通の要件、及びアからウまでのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、携帯電話等<sup>18</sup>の無断有償譲渡等の勧誘・誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。
    - (共通の要件)
      - 「携帯」、「スマホ」、「プリペ」、「飛ばし」、「シム」、「SIM」、「カード」、「チップ」等、携帯電話等を意味する表現が記載され、又は携帯電話等の画像等が掲載されていること
    - ア 無断有償譲渡等の勧誘・誘引(法第23条、法第20条第1項及び第2項関係)
      - (ア)「名義変更をせずに」、「足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないことを意味する表現が記載されていること、その他承諾を得ない趣旨が窺われること
      - (イ)「高額」、「現金」、「安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
      - (ウ)「買います」、「譲って下さい」、「売ります」、「譲ります」等の譲渡等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること
      - (エ)譲渡等が業としてされていることが窺われること
    - イ 他人名義の携帯電話等の譲渡等の勧誘・誘引(法第23条、法第21条第1項及び第2項関係)
      - (ア)「足のつかない」、「他人名義」等の他人名義のものであることを意味する表現が記載されていること
      - (イ)「買います」、「譲って下さい」、「売ります」、「譲ります」等の譲渡等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること
    - ウ 匿名貸与契約の勧誘・誘引(法第23条、法第22条第1項関係)
      - (ア)「身分確認不要」、「本人確認なし」等の氏名や法人の名称等を確認しないことを意味する表現が記載されていること
      - (イ)「高値」、「現金」、「安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
      - (ウ)「貸します」、「レンタルします」等の貸与の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること
      - (エ)勧誘・誘引が貸与業者によりなされていることが窺われること
- ⑫ 識別符号の入力を不正に要求する行為
  - 次のア及びイを満たす場合には、ID・パスワード等の入力を不正に要求する行為(フィッシング行為をいう。)の構成要件に該当する情報と判断することができる。
    - ア アクセス管理者へのなりすまし等が認められる場合
      - (ア)他人が、実在する企業等アクセス管理者の名称やロゴを用いている場合のほか、これと紛らわしい名称やロゴを用いている場合、又は
      - (イ)そのような名称やロゴが表示されていない場合であっても、表示全体のレイアウトや色遣い等のデザイン等から、通常それを見た人が、アクセス管理者のサイトであると誤認させるウェブサイトと認められる場合
    - イ ID・パスワード等を入力することを求める旨の情報に該当する場合
      - ID及びパスワードを入力するための入力フォームが設けられている場合は、ID・パスワード等を入力することを求める旨の情報に該当すると判断する。
- ⑬ 不正アクセス行為を助長する行為
  - 次のアからウまでを満たす場合には、不正アクセス行為を助長する行為(他人の識別符号の提供行為)の構成要件に該当する情報と判断することができる。

<sup>18</sup> PHSや、いわゆるSIMカードを含むが、いわゆる白ロムや、データ通信専用SIMカードは含まれない。

ア 「他人の」に該当する場合

「他人の」「不正に入手した」等のアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者が提供していることを意味する表現が記載されている場合は、「他人の」に該当すると判断する。

イ 識別符号の提供に該当する場合

(ア)メールアドレスと見られる@が含まれる文字列やアルファベット、数字、記号を組み合わせた半角英数字の文字列である等、ID・パスワードとして一般的に用いられている文字列傾向の属性を有しており、かつ

(イ)ウェブサイトに掲載された記述その他の情報から総合的に判断して、識別符号に当たるものである旨を示唆している情報が記載されている場合

ウ 提供に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに識別符号が掲載されている場合には、提供されていると判断する。

ただし、前記アからウまでの記載が確認できたとしても、アクセス管理者が提供する場合又はアクセス管理者若しくは当該識別符号の利用権者の承諾を得ている旨の記載が認められる場合は、業務その他正当な理由に該当することになるので、この限りではない。

#### 第4節 違法情報該当性の判断手続

セーフティサポートデスクにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、違法情報該当性の判断を行う。

その際、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う(ダブルチェック方式)。

また、違法情報該当性の判断が難しい場合には、法律家や医師等の専門家に相談した上で判断する<sup>19</sup>。ただし、セーフティサポートデスクの対象とする有害情報に当たると判断することができる場合には、有害情報としての対応を行うことも考えられる。

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

#### 第5節 送信防止措置等依頼手続

(1) 依頼の相手方

ア ウェブサイトの管理者が特定できる場合

事前に窓口を特定した上で、当該ウェブサイトの管理者に対して依頼を行う。

イ ウェブサイトの管理者が特定できない場合、又は、電子掲示板若しくはウェブサイトの管理者により対応が行われない場合

ウェブサイトが蔵置されているサーバの管理者が特定できる場合には、当該サーバの管理者に対して依頼を行う。

ウ サーバの管理者が特定できない場合、又は、サーバの管理者により対応が行われない場合

ウェブサイトが蔵置されているサーバに割り当てられているIPアドレスを割り振られている者<sup>20</sup>に対して依頼を行う<sup>21</sup>。

(2) 依頼方法

セーフティサポートデスクからの依頼は、ウェブサイト内において独自の依頼方法があれば、合理的な範囲

<sup>19</sup> 医師への相談は、②「児童ポルノ公然陳列」における児童該当性の判断が困難な場合等に行う。

<sup>20</sup> 脚注4参照

<sup>21</sup> 電気通信事業法第6条により、プロバイダは、インターネット接続サービスの提供について、不当な差別的取扱いをしてはならず、特定のサーバに蔵置されている適法な情報を含むすべての情報について送信防止措置を行うことができる場合は相当限定されるものと考えられる。

内で、その方法に従って行う。依頼方法が明確でない場合は、電子メールにて削除対応依頼書を添付した形で送付を行う。

(3) 依頼文書の内容

対象情報について送信防止措置等を行うことを依頼する。

具体的な記載内容は以下のとおりである。

ア 対象情報の特定

対象情報について、URL及び具体的な書き込みの内容の記載その他の方法により対象情報が特定されていること

イ 違法情報該当性の判断

セーフティサポートデスクにおいて、「対象情報の流通が特定の法令に違反する」と判断したことに関し、①違反している法令の名称及び該当条文(禁止規定等)及び②対象情報の流通が当該法令上の構成要件に該当すると判断した理由が示されていること

(4) 書式

別添参考書式1を参照。

## 第4章 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する有害情報に関する対応依頼

### 第1節 総論

#### (1) 依頼内容

有害情報であるとセーフティサポートデスクにおいて判断した情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。

#### (2) 有害情報に関する対応依頼の位置付け

セーフティサポートデスクから有害情報に関する対応依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者は、セーフティサポートデスクにおいて有害情報に該当すると判断されたことを参考にして、自らの対応を決定することとなる。

したがって、セーフティサポートデスクにおける有害情報該当性の判断は、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者の判断の参考となるよう適切に行われる必要がある。

#### (3) 適切な判断の確保

セーフティサポートデスクにおける有害情報該当性の判断が適切に行われているといえるためには、有害情報該当性の判断が、一定の判断基準に基づいて適切な手続により行われることが重要である。

### 第2節 対象とする有害情報の範囲

セーフティサポートデスクからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する有害情報の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している情報であって、セーフティサポートデスクにおいて適切かつ円滑に、有害情報であるか否かを判断することができるものを対象とすることが適当である。

ただし有害情報には違法情報のように法令上の構成要件がないことから、表現の自由等と公共の福祉とのバランスに配慮し、セーフティサポートデスクが対象とする有害情報の範囲は、近年、インターネット上における情報の流通を契機として現実に違法行為が発生した事例や深刻な社会問題となった事例等を踏まえ、次の①、②、③のような、違法行為を引き起こすおそれが高い情報に限定することが適当と考える。

なお、これらセーフラインが定義する「有害情報」の範囲については、表現の自由の観点から、そのあてはめにおいても、可能な限り限定的な運用が行われる必要がある。

- ① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物等の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
- ② 第3章第2節に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
- ③自殺誘引等情報

### 第3節 有害情報であるか否かの判断基準

有害情報としては、次のようなものが挙げられる。

- ① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物等の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報  
違法行為の直接的かつ明示的な請負・仲介・誘引等に該当する情報としては、次のようなものが挙げられる。なお、判断の際には、情報が掲載されているウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断するものとする。

#### ア けん銃等の譲渡等

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、けん銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、型式、性能、対価、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「けん銃」、「チャカ」等のけん銃等を意味する表現が記載され、又は外見上けん銃等であることが窺われる物の画像等が掲載されていること

(イ) 「売ります」、「買います」等の譲渡等の誘引等を意味する表現が記載されていること

#### イ 爆発物、銃砲弾又は銃砲の製造

爆発物や銃砲弾の製造方法、又は 3D プリンタによる銃砲の製造が可能な設計図データが記載されていることが強く疑われる場合であって、対象情報が掲載されているウェブサイト等に掲載されている他の情報等(性能、使用目的等)から、爆発物、銃砲弾又は銃砲の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、有害情報に該当すると判断することができる。

#### ウ わいせつ物等の頒布

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、わいせつ物又はわいせつな電磁的記録(以下、「わいせつ物等」という。)の頒布を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、内容、支払方法、引渡方法、サンプル画像等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「性器無修正DVD」、「性器無修正動画像データ」等のわいせつ物等を意味する表現が記載されていること

(イ) 「売ります」、「送ります」等の頒布の誘引等を意味する表現が記載されていること

#### エ 児童ポルノの提供

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、児童ポルノの提供を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、年齢、内容、支払方法、引渡方法、サンプル画像等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「11歳の子とのセックス」等の児童ポルノを意味する表現が記載されていること

(イ) 「売ります」、「郵送します」等の提供の誘引等を意味する表現が記載されていること

#### オ 公文書偽造

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、公文書偽造を直接的かつ明示的に請負等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、品質、対価、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「運転免許証」、「健康保険被保険者証」等の公文書を意味する表現が記載されていること

(イ) 「作成する」、「準備する」、「用意する」等の偽造の請負等を意味する表現が記載されていること

#### カ 殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝を直接的かつ明示的に請負等するものとして、有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「人を殺す」、「強奪する」、「レイプする」、「火をつける」、「拉致する」、「怪我させる」、「脅す」、「脅し取る」等の殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝を意味する表現が記載されていること

(イ) 「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」等の請負等を意味する表現が記載されていること  
ただし、他人に依頼する方法によって、殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝を誘引等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。

#### キ 偽造通貨の交付・取得

次の(ア)から(ウ)までを満たす場合には、偽造通貨の交付又は取得を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、品質、対価、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「1万円」、「諭吉」等の通貨を意味する表現が記載されていること

- (イ) 「偽造」、「本物に近い」等の偽造を意味する表現が記載されていること
- (ウ) 「売ります」、「買います」等の交付や取得の誘引等を意味する表現が記載されていること

#### ク 臓器売買

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、臓器売買を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、対象物、支払方法、取引方法等の情報を考慮するものとする。

- (ア) 「臓器」、「腎臓」等の臓器を意味する表現が記載されていること
- (イ) 「売ります」、「買います」等の売買の誘引等を意味する表現が記載されていること

#### ケ 人身売買

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、人身売買を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、内容、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

- (ア) 「女」、「男」等の人を意味する表現が記載されていること
- (イ) 「売ります」、「買います」等の売買の誘引等を意味する表現が記載されていること

#### コ 硫化水素ガスの製造

硫化水素ガスの製造行為自体は現行法で禁止されてはいないが、硫化水素ガスを製造した場合、自己以外の第三者が当該ガスを吸引し、身体を健康を害し、最悪の場合命を失う結果を多数招来していることから、硫化水素ガスの製造方法を教示し、その製造を誘引する情報は、傷害という違法行為を引き起こす危険性が極めて高い。

したがって、次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、硫化水素ガスの製造を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

ただし、化学式等の記述のみであるなど学術目的であると判断されるもの、工業的製法など一般には実現困難と判断されるものは該当しない。

なお、当該判断の際には、製造や自殺へ誘う文言、使用例、サイト名、写真等の情報を考慮するものとする。

- (ア) 硫化水素ガスの製造方法を意味する表現が記載されていること
- (イ) 「(確実に死ねますから、)是非実行しましょう」、「このようにして作って使えば簡単に死ねます」等の製造の誘引等を意味する表現が記載されていること

#### サ 痴漢行為

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、痴漢行為を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、時間、場所等の情報を考慮するものとする。

- (ア) 「痴漢する」、「お尻を触る」等の痴漢行為を意味する表現が記載されていること
- (イ) 人を痴漢行為に誘引等する表現が記載されていること
  - a 「(〇〇線の車内で、)一緒に触りましょう」等人を痴漢行為に誘引等する表現が記載されていること、又は
  - b 「触ってあげて」、「(私を)触って下さい」<sup>22</sup>等人を痴漢行為に誘引等する表現が記載されており、かつ、容姿、服装等により対象者が特定されていること

#### シ 不正アクセス

次の(ア)から(ウ)までを満たす場合には、他人の識別符号を不正に取得する行為又は不正アクセス

<sup>22</sup> 「(私を) 触って下さい」のような書き込みは、なりすましによる当該書き込みにより対象者(被害者)への痴漢行為につながる危険性が高いこと、また、たとえ本人の同意があるとみられるような書き込みであっても、公共の場所における当該行為に起因する周囲への痴漢行為や人違いによる痴漢被害が発生する危険性が高いことから、「情報自体から、違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報」に該当すると考えられる。

行為を助長する行為を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報と判断することができる。

なお、判断の際には、対価、支払方法、提供・取得方法等の情報を考慮するものとする。

(ア)「他人の」に該当する場合

「他人の」、「不正に入手した」等のアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者が提供していることを意味する表現が記載されていること

(イ) 識別符号に該当する場合

明らかに「ID、パスワード」等の「識別符号」を意味する表現が記載されていること

(ウ) 取得・提供に該当する場合

「売ります」、「買います」、「送ります」等の不正取得又は不正アクセス行為の助長を誘引等する表現が記載されていること

ただし、前記(ア)から(ウ)までの記載が確認できたとしても、アクセス管理者が提供する場合又はアクセス管理者若しくは当該識別符号の利用権者の承諾を得ている旨の記載が認められる場合は、業務その他正当な理由に該当することになるので、この限りではない。

ス 盗撮行為

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、下着等を対象とする盗撮行為を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、場所、方法、撮影機器、連絡手段等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「トイレ盗撮」、「逆さ撮り」等の盗撮行為を意味する表現が記載されていること

(イ) 「一緒にしませんか」、「協力して撮りませんか」など人を盗撮行為に誘引等する表現が記載されていること

セ ストーカー行為等

次の(ア)から(ウ)までを満たす場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律のつきまとい等によって不安を覚えさせる行為又はストーカー行為(以下、総称して「ストーカー行為等」という。)を直接的かつ明示的に請負等するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、判断の際には、内容、連絡方法、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「好き」「愛する」等の恋愛感情または「男女間トラブル」、「浮気」、「離婚」等の恋愛感情等のもつれを意味する表現が記載されていること

(イ) 「電話を何度もかける」、「メールを何通も送りつける」、「監視する」、「卑猥な写真を送る」等のつきまとい等によって不安を覚えさせる行為を意味する表現が記載されていること

(ウ) 「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」、「～してあげて」等の請負等を意味する表現が記載されていること

ただし、他人に依頼する方法によって、ストーカー行為等を誘引等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。

ソ 戸籍謄本等、住民票の写し等の情報等の違法な手段による入手

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、違法な手段によって情報等の入手<sup>23</sup>を直接的かつ明示的に請

<sup>23</sup>第三者による戸籍謄本等の入手については、弁護士、司法書士等が事件又は事務の受任に付随して請け負う場合を除き、交付請求権者の委任に基づく入手以外の方法によっては適法に行うことができず、例えば次のような方法については、それぞれ関係法令に違反することになる。

- ・委任状又は職務上請求書を偽造して戸籍謄本等、住民票の写し等の交付を請求する行為は、私文書偽造罪、偽造私文書行使罪(刑法第159条第1項・第161条)及び戸籍法違反(第133条)又は住民基本台帳法違反(第47条第2号)に該当する。
- ・公務員を唆して戸籍謄本等、住民票の写し等を入手する行為は、地方公務員法違反(第62条)に該当する。
- ・公務員に対して賄賂を供与し、戸籍謄本等、住民票の写し等を入手する行為は、贈賄罪(刑法第198条)に該当する。
- ・業務上、正当に企業等が取得し、営業秘密として管理している戸籍謄本等、住民票の写し等を不正に入手し、これを依頼者に開示する行為は、不正競争防止法違反に該当する。

負等するものとして、有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、情報入手先、情報入手方法、情報の内容、対価等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「戸籍の謄本・抄本」、「戸籍の附票の写し」、「戸籍記載事項証明書」、「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」又はこれに類する表現であってこれらの情報を意味するものが記載されていること

(イ) 「調査します」、「照会します」、「売ります」等の交付請求権者の委任に基づく入手以外の違法な手段によって情報等の入手の請負等を意味する表現が記載されていること

なお、弁護士、司法書士等が事件又は事務の受任に付随してこれらの行為を請け負おうとしていることが認められる場合は、この限りではない。

② 第3章第2節に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報

第3章第2節に列挙する違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報としては、次のようなものが挙げられる。

#### ア 児童ポルノ公然陳列

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する画像等が、不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに掲載されている場合であって、かつ、対象者の外見、画像等に附随する情報、掲載されているウェブサイトの性質等から、対象者が18歳未満である可能性が高いと認められるときは、児童ポルノ公然陳列に該当する疑いが相当程度認められ、有害情報であると判断することができる。

(ア) 対象者の性交又は性交類似行為が描写されている画像等

(イ) 他人が対象者の性器等を触る行為又は対象者が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)

(ウ) 衣服の全部又は一部を着けない対象者の姿態が描写されている画像等で、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)

#### イ 規制薬物の広告

次の(ア)及び(イ)を満たす場合であって、かつウェブサイトに掲載されている情報等から、対象となっている商品が規制薬物(覚醒剤、麻薬、向精神薬、大麻)である可能性が高いと認められるときは、規制薬物の広告に該当する疑いが相当程度認められ、有害情報であると判断することができる。

(ア) 対象となっている商品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために薬物名、サービス、値段、取引方法等について多くの人に知られるようにされていること

(イ) 医療関係者等を対象として行っているものでないことが明らかであること

#### ウ 危険ドラッグ(脱法ドラッグや合法ハーブ等と称される薬物)の販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報

次の(ア)及び(イ)を満たす場合又は次の 共通の要件のすべて、及び i から iii までのいずれかを満たす場合には、危険ドラッグの販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報として、有害情報に該当すると判断することができる。

(ア) 「合法ハーブ」、「合法パウダー」、「合法アロマリキッド」等の危険ドラッグを指す蓋然性が極めて高い隠語表現が記載されていること

(イ) 「売ります」、「通販します」、「デリバリーを行っています」等の販売又は譲渡を請負、仲介を示唆する表現が記載されていること

(共通の要件)

○ 「ハーブ」、「アロマリキッド」、「お香」、「フレグランスパウダー」等の危険ドラッグを意味する可能性のある隠語表現が記載されていること

- 「売ります」、「通販します」、「デリバリーを行っています」等の販売又は譲渡を請負、仲介を示唆する表現が記載されていること
  - i 「吸引目的の販売はお断りします」、「人体への摂取はお断りします」等の人体への摂取・吸引等を禁止するような表現が殊更に強調して記載されていること
  - ii 対象物と共にパイプ、巻紙等の吸引具を販売しており、摂取・吸引等を誘引する意図が明確であること
  - iii 「鳥取県への発送はできません」、「鳥取、石川、和歌山以外の全国へ発送」等条例で危険ドラッグの製造・販売・所持・使用等を禁止している自治体への発送を拒否していることから自身の扱う物品が危険ドラッグであると認識していることが明確であること

#### エ 不正アクセス行為を助長する行為

次の(ア)及び(イ)を満たす場合であって、かつウェブサイトに掲載されている情報等から、提供対象となっている情報が識別符号である可能性が高いと認められるときは、不正アクセス行為を助長する行為に該当する疑いが相当程度認められ、有害情報であると判断することができる。

##### (ア)「他人」に該当する場合

「他人の」「不正に入手した」等のアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外のものであることを意味する表現が記載されていること

##### (イ)提供に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに掲載されていること

ただし、前記(ア)及び(イ)の記載が確認できたとしても、アクセス管理者が提供する場合又はアクセス管理者若しくは当該識別符号の利用権者の承諾を得ている旨の記載が認められる場合は、業務その他正当な理由に該当することになるので、この限りではない。

### ③ 自殺誘引等情報

次のア又はイを満たす場合には、他人の自殺を助長するものとして、有害情報に該当すると判断することができる。

なお、当該判断の際には、情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、真に他者の自殺を助長するような危険性がある情報か否かを慎重に判断するものとする。

#### ア 自殺関与

不特定多数の者、又は、「死にたい」「自殺したい」等と自殺を仄めかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されていること

#### イ 自殺の誘引・勧誘(集団自殺の呼びかけ等)

「一緒に死にませんか」、「本気で自殺したい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されていること

#### 第4節 有害情報であるか否かの判断手続

セーフティサポートデスクにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、有害情報であるか否かの判断を行う。その際、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う(ダブルチェック方式)。

また、有害情報であるか否かの判断が難しい場合には、法律家や医師等の専門家に相談した上で判断する<sup>24</sup>。

また、セーフティサポートデスクからの依頼に応じてプロバイダ及びウェブサイト等の管理者が有害情報に対応することによって、通報者等に対する追加的な権利侵害が生じることが懸念される場合には、必要に応じて、専門的な対応を行っている関係機関・団体に相談した上で、対応依頼を行うこととする。

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

#### 第5節 対応の依頼手続

##### (1) 依頼の相手方

違法情報に関する送信防止措置等依頼手続(第3章第5節(1))と同じ。

##### (2) 依頼方法

違法情報に関する送信防止措置等依頼手続(第3章第5節(2))と同じ。

##### (3) 依頼文書の内容

対象情報について、プロバイダやウェブサイト等の管理者と利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく自主的な対応を依頼する。

具体的な記載内容は以下のとおりである。

###### ア 対象情報の特定

対象情報について、URL及び具体的な書き込みの内容の記載その他の方法により対象情報が特定されていること

###### イ 有害情報該当性の判断

セーフティサポートデスクにおいて、有害情報に該当すると判断したことに関し、①分類の種別及び②対象情報の流通が当該分類に当てはまると判断した理由が示されていること

##### (4) 書式

別添参考書式2を参照。

---

<sup>24</sup> 医師への相談は、①エ「児童ポルノの提供」及び②ア「児童ポルノ公然陳列」における児童該当性の判断が困難な場合等に行う。

## 第5章 本ガイドラインの見直し等

セーフティサポートデスクにおける対応の正当性を確保・維持するためには、対象とする違法情報、有害情報の範囲、判断基準、手続等については、インターネット上を流通する情報をめぐる状況の変化等に応じて、インターネット利用者を始めとする関係者の意見を広く聴いた上で適切に定めることが求められる。したがって、本ガイドラインの内容、運用等については、インターネット上を流通する情報をめぐる状況の変化等に応じて適宜見直し等を行うものとする。

本ガイドラインの内容、運用等については、インターネット利用者、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者等、セーフティサポートデスク事務局、専門家等から構成されるアドバイザリーボードにおいて継続的に検討を続けるものとする。

アドバイザリーボードは、定期的に、本ガイドラインの運用状況、インターネット上を流通する情報をめぐる状況の変化等を踏まえて、本ガイドラインの内容、運用等について検討を行い、必要があると判断した場合には、本ガイドラインの改訂その他の必要な措置を講じるものとする。

(改訂履歴)

1 <参考書式1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】>

整理番号  
年 月 日

[プロバイダ又はウェブサイト等の管理者の名称]御中

セーフティサポートデスク  
連絡先(e-mail アドレス)  
担当者氏名  
確認者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置等依頼書

あなたが管理する[サイト／電子掲示板／サーバ]等に下記のとおり刑事処分の対象となる違法な情報が掲載されていますので、当該情報の送信を防止する措置その他の適切な措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報:(ウェブサイトの名称、ウェブサイト内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載。
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等 例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)第7条第6項
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由 例) 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトの他の情報(他の画像等の内容)等から、明らかに18歳未満と認められる対象者を相手方とする又は対象者による性交又は性交類似行為が描写されている画像等が、不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに掲載されていることから、児童ポルノ公然陳列に該当すると判断します。

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (<https://safety-support-desk.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

2<参考書式2【有害情報に関する対応依頼書】>

整理番号  
年 月 日

[プロバイダ又はウェブサイト等の管理者の名称]御中

セーフティサポートデスク  
連絡先(e-mail アドレス)  
担当者氏名  
確認者氏名

【有害情報】の通知書兼対応依頼書

あなたが管理する[サイト／電子掲示板／サーバ]等に下記のとおり有害情報が掲載されていますので、当該情報について送信を防止する措置等の自主的対応や利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報:(ウェブサイトの名称、ウェブサイト内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) けん銃及び実弾の画像とともに「けん銃売ります。連絡先は〇〇」との書き込みが掲載。
有害情報に該当するかどうかの判断理由等	分類の種類
	上記分類にあてはまると判断した理由
	例) ①情報自体から違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
	例) 銃砲刀剣類所持等取締法第3条の7で譲渡等が禁止されているけん銃であることが〇〇から明白であり、「けん銃売ります。連絡先は〇〇」とけん銃の譲渡等を誘引する情報が具体的に記載されていることから、違法行為を直接的かつ明示的に誘引する情報であると判断します。

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (<https://safety-support-desk.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

<関係条文>

(刑法)

第八十八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第八十九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

第九十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百三十三条 第八十八条又は第八十九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第一百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

第一百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

第一百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第一百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

第六十一条 前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同じの刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、前項と同様とする。

第七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴力又は脅迫を用いてわいせつな行為をした

者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第七十七條 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

第七十八條

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

第七十八條の二 二人以上の者が現場において共同して第七十七條又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

第九十八條 第九十七條から第九十七條の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第九十九條 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百二條 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二百四條 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二條 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百二十四條 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第二百二十五條 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二百二十五條の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

第二百二十六條 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十六條の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十八條の三 第二百二十五條の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第二百三十六條 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第二百三十七条 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二百三十九条 人を昏酔させてその財物を盗取した者は、強盗として論ずる。

第二百四十一条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 (略)

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

第七条

1～5 (略)

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 児童 十八歳に満たない者をいう。

二 インターネット異性紹介事業 異性交際(面識のない異性との交際をいう。以下同じ。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。)を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。

三 インターネット異性紹介事業者 インターネット異性紹介事業を行う者をいう。

四 (略)

第六条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為(以下「禁止誘引行為」という。)をしてはならない。

一 児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)の相手方となるように誘引すること。

二 人(児童を除く。第五号において同じ。)を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

三 対償を供与することを示して、児童を異性交際(性交等を除く。次号において同じ。)の相手方となるように誘引すること。

四 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

五 前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

(売春防止法)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一・二 (略)

三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律)

第九条 薬物犯罪(前条及びこの条の罪を除く。)、第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(覚醒剤取締法)

第二十条の二 覚醒剤に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

(麻薬及び向精神薬取締法)

第二十九条の二 麻薬に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者

をいう。以下この条において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

第五十条の十八 第十九条の二の規定は向精神薬輸出業者について、第二十九条の二の規定は向精神薬に関する広告について準用する。この場合において、第十九条の二中「麻薬」とあるのは、「向精神薬」と読み替えるものとする。

(大麻取締法)

第四条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

一～三 (略)

四 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。

2 (略)

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

1～14 (略)

15 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に規定する大麻、覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法(昭和二十九年法律第七十一号)に規定するあへん及びけしがらを除く。)

第六十八条 何人も、第十四条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する医薬品又は医療機器であつて、まだ第十四条第一項若しくは第十九条の二第一項の規定による承認又は第二十三条の二第一項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

第七十六条の四 指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの(以下この条及び次条において「医療等の用途」という。)以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

第七十六条の五 指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行つてはならない。

第七十六条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を発見した場合において、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又は製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者に対して、当該物品が指定薬物であるかどうか及び当該物品が指定薬物でないことが判明した場合にあっては、当該物品が指定薬物と同等以

上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうかについて、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の検査を受けるべきことを命ぜられた者に対し、同項の検査を受け、第四項前段、第六項（第一号に係る部分に限る。）又は第七項の規定による通知を受けるまでの間は、当該物品及びこれと同一の物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告してはならない旨を併せて命ずることができる。
  - 3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に係る物品の名称、形状及び包装その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
  - 4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物であることが判明したときは、遅滞なく、当該検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果を通知しなければならない。この場合において、当該物品が次条第一項の規定による禁止に係る物品であるときは、当該都道府県知事は、併せて、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。
  - 5 都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。
  - 6 厚生労働大臣は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したとき又は前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該物品について第二条第十五項の指定をし、又は同項の指定をしない旨を決定し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して、その旨（第一号に掲げる場合にあっては、当該検査の結果及びその旨）を通知しなければならない。
    - 一 厚生労働大臣又は厚生労働大臣の指定する者が当該検査を行った場合  
当該検査を受けるべきことを命ぜられた者
    - 二 都道府県知事又は都道府県知事の指定する者が当該検査を行った場合  
都道府県知事
  - 7 都道府県知事は、厚生労働大臣から前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果及び当該通知の内容を通知しなければならない。
- 第七十六条の六の二 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による命令をしたとき又は同条第三項の規定による報告を受けたときにおいて、当該命令又は当該報告に係る命令に係る物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装その他厚生労働省令で定める事項からみて同一のものとして認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をした場合において、前条第一項の検査により当該禁止に係る物品が指定薬物であることが判明したとき（同条第四項後段の規定による報告を受けた場合を含む。）又は同条第六項の規定により第二条第十五項の指定をし、若しくは同項の指定をしない旨を決定したときは、当該禁止を解除するものとする。
  - 3 第一項の規定による禁止又は前項の規定による禁止の解除は、厚生労働省令で定めるところにより、官報に告示して行う。

第七十六条の七の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反した者に対して、同条第二項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定又は第七十六条の六第二項の規定による命令若しくは第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反する広告(次条において「指定薬物等に係る違法広告」という。)である特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

第七十六条の七の三 特定電気通信役務提供者は、前条第三項の規定による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六条の八 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、必要な報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはこれらの物品を、試験のため必要な最小分量に限り、収去させることができる。

2 (略)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五 (略)

六 第七十二条の五第一項の規定による命令に違反した者

七～九 (略)

十 第七十六条の七の二第一項の規定による命令に違反した者

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二十五 (略)

二十六 第七十六条の七の二第二項の規定による命令に違反した者

二十七 (略)

2 (略)

(犯罪による収益の移転防止に関する法律)

第二十八条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十六号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)との間における預貯金契約(別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること

又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下この条において「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 (略)

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律)

第五条 携帯音声通信事業者は、通話可能端末設備又は契約者特定記録媒体(以下「通話可能端末設備等」という。)の譲渡その他の携帯音声通信役務の提供を受ける者としての役務提供契約上の地位の承継に基づき、契約者の名義を変更するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該変更により新たに当該役務提供契約に基づく携帯音声通信役務の提供を受けようとする者(以下「譲受人等」という。)について、譲受人等の本人特定事項の確認(以下「譲渡時本人確認」という。)を行わなければならない。

2 (略)

第七条 契約者は、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡しようとする場合には、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならない。

2 携帯音声通信事業者は、譲受人等につき譲渡時本人確認を行った後又は前条第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行った後でなければ、前項に規定する承諾をしてはならない。

第十条 通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者(以下「貸与業者」という。)は、通話可能端末設備等を有償で貸与する契約(以下「貸与契約」という。)を締結するに際しては、当該貸与契約を締結しようとする相手方(以下「貸与の相手方」という。)について、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項(以下「貸与時本人特定事項」という。)の確認(以下「貸与時本人確認」という。)を行わずに、通話可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない。

一 自然人 氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるもの)あつては、総務省令で定める事項)及び生年月日

二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2 (略)

第二十条 第七条第一項の規定に違反して、業として有償で通話可能端末設備等を譲渡

- した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 相手方が第七条第一項の規定に違反していることの情を知って、業として有償で当該違反に係る通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。
- 第二十一条 自己が契約者となっていない役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 2 相手方が通話可能端末設備等に係る役務提供契約の契約者となっていないことの情を知って、その者から当該通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。
- 3 業として第一項又は前項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反して通話可能端末設備等を交付した者
- 二 第十条第二項において準用する第四条第一項の規定に違反して貸与時本人確認記録を作成せず、又は虚偽の貸与時本人確認記録を作成した者
- 三 第十条第二項において準用する第四条第二項の規定に違反して貸与時本人確認記録を保存しなかった者
- 2 相手方が第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反していることの情を知って、当該違反に係る通話可能端末設備等の交付を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第二十三条 第二十条、第二十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項第一号の罪に当たる行為の相手方となるよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(銃砲刀剣類所持等取締法)

- 第三条の七 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃等(第三条第一項第六号に規定する銃砲に該当するものを除く。以下この条及び第三条の十において同じ。)を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。
- 一 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、その職務のため、同号に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合
- 二 第三条第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合
- 三 第三条第一項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合
- 第三条の八 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。
- 一 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当して当該けん

- 銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合
- 二 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合
  - 三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合

第三条の九 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り渡ししてはならない。

- 一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各号(第四号を除く。)に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」という。)に当該けん銃実包を譲り渡す場合
- 二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該けん銃実包を譲り渡す場合
- 三 火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け又は同項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当してけん銃実包を譲り渡すことができる者(以下「火薬類譲渡し許可者等」という。)が、その譲り渡すことができるけん銃実包を譲り渡す場合

第三条の十 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃等を譲り受け、又は借り受けてはならない。

- 一 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第三号又は同項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者から当該所持することができるけん銃等を譲り受け、又は借り受ける場合
- 二 第四条の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者が、第三条第一項第二号の二、第三号又は第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者から当該許可に係るけん銃等を譲り受け、又は借り受ける場合

第三条の十一 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品を譲り受け、又は借り受けてはならない。

- 一 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合
- 二 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合
- 三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を

譲り受け、又は借り受ける場合

第三条の十二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り受けてはならない。

- 一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包を譲り受ける場合
- 二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包を譲り受ける場合
- 三 火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けることができるけん銃実包を譲り受ける場合

(爆発物取締罰則)

第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第四条 第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第五条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

(武器等製造法)

第二条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

- 一 銃砲(産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く。以下同じ。)
- 二 (略)
- 三 爆発物(破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、且つ、信管により作用する物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するもの以外のものをいい、銃砲弾及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号)第二条に規定する対人地雷を除く。以下同じ。)

四～六 (略)

2 (略)

第三条 武器の製造(改造及び修理を含む。以下同じ。)の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 武器の製造は、前条の許可を受けた者(以下「武器製造事業者」という。)でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他経済産業省令で定める場合において、経済産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律)

第二条 この法律において「クラスター弾等」とは、クラスター弾、子弾及び小型爆弾をいう。

2 この法律において「クラスター弾」とは、複数の子弾を内蔵し、当該複数の子弾を散布するように設計された砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬であつて、次に掲げるもの以外のものをいう。

一 地雷

二 専らミサイルその他の物体を空中において破壊するように設計されたもの

三 十個未満の子弾(次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。)のみを内蔵するもの

- 1 それぞれの子弾の重量が四キログラムを超えるものであること。
- 2 それぞれの子弾が殺傷又は破壊の対象となる単一の対象を探知し、かつ、その対象を殺傷し、又は破壊するように設計されているものであること。
- 3 それぞれの子弾が主要な起爆装置のほか、それぞれの子弾自体を自動的に破壊するための電子式の装置を内蔵するものであること。
- 4 それぞれの子弾が、爆発するために不可欠な電子式の部分品又は附属品の機能を自動的に失わせるための機能を有するものであること。

3この法律において「子弾」とは、小型弾薬(地雷以外の弾薬であつて、人の殺傷又は物の破壊のために使用されるもののうち、その重量が二十キログラム未満のものをいう。次項において同じ。)のうち、専ら砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬に内蔵されるように設計され、かつ、当該砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬から散布された後に爆発するように設計されたもの(専ら前項各号に掲げるものに内蔵されるように設計されたものを除く。)をいう。

4この法律において「小型爆弾」とは、小型弾薬のうち、専ら容器(複数の小型弾薬を収納し、当該複数の小型弾薬を散布するように設計されたものであつて、航空機に取り付けられるものに限る。)に収納されるように設計され、かつ、当該容器から散布された後に爆発するように設計されたもの(ロケット弾、ミサイルその他の散布された後に推力を得るための推進薬を使用するものを除く。)をいう。

(銃砲弾及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律)

第二条 この法律において「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷をいう。

(臓器の移植に関する法律)

第十一条 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

3 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあることをすること若しくはあつせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

4 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあることを受けること若しくはあつせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

5 何人も、臓器が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知つて、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。

6 第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘

出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であつて、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあつせんをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれない。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例)(東京都条例を例として掲載)

第五条 何人も、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一 (略)

二 公衆便所、公衆浴場、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態である場所又は公共の場所若しくは公共の乗物において、人の通常衣服で隠されている下着又は身体を、写真機その他の機器を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

三 (略)

2～4 (略)

※痴漢行為を規制する全国47都道府県の条例の規定のうち、東京都のものを参考として示した。

※公共の場所又は乗物における下着等の撮影行為は、全都道府県において、いわゆる迷惑防止条例により禁止されている。

(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)

第一条 (略)

第二条

1～3 (略)

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。)

以下(略)

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

第四条 何人も、不正アクセス行為(第二条第四項第一号に該当するものに限る。第六条及び第十二条第二号において同じ。)の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

第五条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。

第六条 何人も、不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得されたアクセス制御機能に係る他人の識別符号を保管してはならない。

第七条 何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者になりすまし、その他当該アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をしてはならない。

い。ただし、当該アクセス管理者の承諾を得てする場合は、この限りではない。

- 一 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為
- 二 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により当該利用者に送信する行為

第八条 以下（略）

（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 以下（略）

(戸籍法)

第三百三十三条 偽りその他不正の手段により、第十条若しくは第十条の二に規定する戸籍謄本等、第十二条の二に規定する除籍謄本等又は第二百十条第一項に規定する書面の交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

(住民基本台帳法)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一(略)

二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで(これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四(第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する住民票の写しの交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの交付を受けた者

(地方公務員法)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一(略)

二 第三十四条第一項又は第二項の規定(第九条の二第十二項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者

三(略)

(国家公務員法)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一(略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八(略)

第百十一条 第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

(不正競争防止法)

第二条(略)

二～五(略)

六 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていな

いものをいう。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者

三 (略)

四 営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除く。)

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者(第四号に掲げる者を除く。)

七 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号又は前三号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

2~7 (略)